

「石狩湾新港管理組合総合評価落札方式」新旧対照表

※改正箇所のあるページのみ

新	旧
石狩湾新港管理組合 総合評価落札方式実施要領	石狩湾新港管理組合 総合評価落札方式実施要領
<u>令和6年5月</u>	<u>令和6年2月</u>
石狩湾新港管理組合	石狩湾新港管理組合
	(表紙)

目 次

I 要領の目的	1
I-1 目的	1
I-2 適用	1
I-3 用語の定義	1
II 総合評価落札方式の概要	2
II-1 総合評価落札方式の種類	2
II-2 総合評価落札方式による落札者の決定方法	2
II-2-1 評価値の算出	2
II-2-2 評価値算出方法の適用区分	3
II-3 総合評価落札方式の適用区分	3
II-4 施工体制評価	5
III 標準型総合評価落札方式の実施	6
IV 簡易型総合評価落札方式の実施	7
IV-1 評価項目	7
IV-1-1 簡易な施工計画	7
IV-1-2 企業の施工能力等	13
IV-1-3 配置予定技術者	14
IV-1-4 担い手の育成・確保	16
IV-1-5 地域の守り手確保	16
IV-1-6 減点項目	20
IV-1-7 標準評価項目	20
IV-2 共同企業体・企業合併等	22
IV-3 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認	25
V 参考資料	27
V-1 特記仕様書	27
V-2 様式集	29

目 次

I 要領の目的	1
I-1 目的	1
I-2 適用	1
I-3 用語の定義	1
II 総合評価落札方式の概要	2
II-1 総合評価落札方式の種類	2
II-2 総合評価落札方式による落札者の決定方法	2
II-2-1 評価値の算出	2
II-2-2 評価値算出方法の適用区分	3
II-3 総合評価落札方式の適用区分	3
II-4 施工体制評価	5
III 標準型総合評価落札方式の実施	6
IV 簡易型総合評価落札方式の実施	7
IV-1 評価項目	7
IV-1-1 簡易な施工計画	7
IV-1-2 企業の施工能力等	13
IV-1-3 配置予定技術者	14
IV-1-4 担い手の育成・確保	16
IV-1-5 地域の守り手確保	16
IV-1-6 減点項目	20
IV-1-7 標準評価項目	20
IV-2 共同企業体・企業合併等	22
IV-3 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認	25
V 参考資料	27
V-1 特記仕様書	27
V-2 様式集	29

新	旧																
<p>IV 簡易型総合評価落札方式の実施</p> <p>IV-1 評価項目</p> <p>IV-1-1 簡易な施工計画</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 施工計画審査タイプI型は、次表①②③の3項目とする。</p> <p>イ 施工計画審査タイプII型は、次表①②③のうち、2項目を選択する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>簡易な施工計画の項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 工程管理に係る技術的所見</td> <td>様式－1</td> </tr> <tr> <td>② 品質管理に係る技術的所見</td> <td>様式－2</td> </tr> <tr> <td>③ 施工上の対処すべき技術的所見</td> <td>様式－3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 施工計画審査タイプI型で、②品質管理に係る技術的所見の設定が困難な場合は、求める項目は3項目の まととし、項目①②③を工事特性に応じて①③③等に変更できるものとする。</p> <p>ウ 選択した項目について、上表に示す様式により、入札参加者から簡易な施工計画を求める。</p> <p>(2) 簡易な施工計画の項目</p> <p>① 工程管理に係る技術的所見</p> <p>工程管理とは、所定の工期内に与えられた工事を、高品質、低費用、短時間という、相反するような3つの目標を満足させて完成させることを目的に、計画工程表に基づく工事の進捗度管理を通じて、計画と実態の差異を把握、見直しなどをすることにより、契約条件に示された基準を満足する土木構造物を所定の工期内に完成していくための管理のことである。</p> <p>こうした工程管理をより適正に行うための技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2事項を選択することを基本とする。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ 複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止を図るために、作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項</p> <p>エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）</p>	簡易な施工計画の項目		① 工程管理に係る技術的所見	様式－1	② 品質管理に係る技術的所見	様式－2	③ 施工上の対処すべき技術的所見	様式－3	<p>IV 簡易型総合評価落札方式の実施</p> <p>IV-1 評価項目</p> <p>IV-1-1 簡易な施工計画</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 施工計画審査タイプI型は、次表①②③の3項目とする。</p> <p>イ 施工計画審査タイプII型は、次表①②③のうち、2項目を選択する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>簡易な施工計画の項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 工程管理に係る技術的所見</td> <td>様式－1</td> </tr> <tr> <td>② 品質管理に係る技術的所見</td> <td>様式－2</td> </tr> <tr> <td>③ 施工上の対処すべき技術的所見</td> <td>様式－3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 施工計画審査タイプI型で、②品質管理に係る技術的所見の設定が困難な場合は、求める項目は3項目の まととし、項目①②③を工事特性に応じて①③③等に変更できるものとする。</p> <p>ウ 選択した項目について、上表に示す様式により、入札参加者から簡易な施工計画を求める。</p> <p>(2) 簡易な施工計画の項目</p> <p>① 工程管理に係る技術的所見</p> <p>工程管理とは、所定の工期内に与えられた工事を、高品質、低費用、短時間という、相反するような3つの目標を満足させて完成させることを目的に、計画工程表に基づく工事の進捗度管理を通じて、計画と実態の差異を把握、見直しなどをすることにより、契約条件に示された基準を満足する土木構造物を所定の工期内に完成していくための管理のことである。</p> <p>こうした工程管理をより適正に行うための技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2項目を選択することを基本とする。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ 複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止を図るために、作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項</p> <p>エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）</p>	簡易な施工計画の項目		① 工程管理に係る技術的所見	様式－1	② 品質管理に係る技術的所見	様式－2	③ 施工上の対処すべき技術的所見	様式－3
簡易な施工計画の項目																	
① 工程管理に係る技術的所見	様式－1																
② 品質管理に係る技術的所見	様式－2																
③ 施工上の対処すべき技術的所見	様式－3																
簡易な施工計画の項目																	
① 工程管理に係る技術的所見	様式－1																
② 品質管理に係る技術的所見	様式－2																
③ 施工上の対処すべき技術的所見	様式－3																

新

旧

② 品質管理に係る技術的所見

当該工事において、重要度の高い工事目的物を明示したうえで、これに係る品質管理について、技術的所見を求める。品質管理において求める技術的所見は、仕様書等に規定されている一般的・標準的な技術を求めているものではなく、工事目的物の品質を確保するための、より確実かつ向上させるような技術的な工夫を求めるものである。

重要度の高い工事目的物において、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るために品質管理に係る技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、コンクリート構造物、土工、軟弱地盤対策等の評価テーマを設定したうえで、2 項目を選択することを基本とする。

ア 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫に関する事項

イ 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項

ウ 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために、当該工事目的物の施工後~~※~~かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項

(※ ここでいう施工後とは、工事全体の完了ではなく、重要度の高い工事目的物を建設するにあたってのポイント)

となる施工上又は工種の区切りを指すもので、施工後の例をいかに示す。

コンクリート打設後、載荷盛土施工後、アンカー施工後、地盤改良施工後、場所打ち杭掘削完了後など)

エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）

③ 施工上の対処すべき技術的所見

当該工事における現地条件等を踏まえ、施工上の対処すべき技術的所見を求める。施工上の対処すべき技術的所見は、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫を求めるものであり、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2 項目を選択することを基本とする。

ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項

イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項

ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項

エ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項

オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定）

カ その他②（入札参加者による独自設定）

② 品質管理に係る技術的所見

当該工事において、重要度の高い工事目的物を明示したうえで、これに係る品質管理について、技術的所見を求める。品質管理において求める技術的所見は、仕様書等に規定されている一般的・標準的な技術を求めているものではなく、工事目的物の品質を確保するための、より確実かつ向上させるような技術的な工夫を求めるものである。

重要度の高い工事目的物において、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るために品質管理に係る技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、コンクリート構造物、土工、軟弱地盤対策等の評価テーマを設定したうえで、2 項目を選択することを基本とする。

ア 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫に関する事項

イ 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項

ウ 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために、当該工事目的物の施工後~~※~~かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項

【注意事項】

求める項目及び求める事項は、工事技術的難易度評価における大項目（「構造物条件」、「技術特性」、「自然条件」、「社会条件」、「マネジメント特性」）及び小項目（規模・形状等の構造物の条件、工法等の技術特性、気象等の自然条件、騒音振動等の社会条件、安全管理等のマネジメント特性など）の評価結果を参考に、工事の性格・内容等に応じて、重要度の高い項目を選択すること。なお、工事技術的難易度評価の項目と、技術的所見の求める項目・事項との関連性を、次表のとおり参考に示す。

【注意事項】

求める項目及び求める事項は、工事技術的難易度評価における大項目（「構造物条件」、「技術特性」、「自然条件」、「社会条件」、「マネジメント特性」）及び小項目（規模・形状等の構造物の条件、工法等の技術特性、気象等の自然条件、騒音振動等の社会条件、安全管理等のマネジメント特性など）の評価結果を参考に、工事の性格・内容等に応じて、重要度の高い項目を選択すること。なお、工事技術的難易度評価の項目と、技術的所見の求める項目・事項との関連性を、次表のとおり参考に示す。

工事技術的難易度評価小項目と主に対応すると想定される「簡易な施工計画」の項目

項目	事項	工事技術的難易度評価 項目																									
		構造物 条件		技術 特性		自然条件		社会条件			マネジメント特性																
		規模	形状	その他	工法	その他	湧水 地下水	動植物	作業用道路 やート	気象・ 海象	その他	地中障害物	近接施 工	騒音・ 振動	水質汚濁	作業用道路 やート	現道作業	その他	他工区 調整	住民対 応	関係機関 対応	工程管 理	品質管 理	安全管理	その他		
① 工程管 理に 係る 技術的 所見	異常気象等の緊急時の対応につ いて、工程遅延防止のためにあ らかじめ対処しておくべき 技術的な工夫	○					4	4	4	○																	
	工期等の制約条件がある場合に おい て、所定の工期内に完成させ るために、主たる工種において 作業の効率化を図る技術的な工夫	○	4	4		4	4	4	4	△	△	△	△	△	△	△	△	○									
	複数工事による範囲や周辺環 境へ の影響等の制約条件がある場合 にお いて、工程遅延防止のための 作業 の円滑化等を目的として、あ ら かじめ対処しておくべき技 術的 な工夫	○					4	4	4									○	○	○							
	その他																										
② 品質管 理に 係る 技術的 所見	重要度の高い工事目的物の品質 の確 保・向上を図るために行う使 用材 料や機材等における技術的な 工夫	△	○	○	○	○	○	○										○									
	重要度の高い工事目的物の品質 の 確保・向上を図るため、当 該 工事目的物の施工中に行う品 質 管理に係る技術的な工夫	△	○	○	○	○	○	○										○									
	重要度の高い工事目的物の品質 の 確保・向上を図るため、当該 工事 目的物の施工後かつ工事期間内 に行 う品質管理に係る技術的な工 夫	△	○	○	○	○	○	○										○									
	その他																										
③ 施 工 上 の 対 処 す べき 技术 的 所 見	自然環境への影響を少なくす るための技術的な工夫 社会環境（周辺施設等）への影響 を少なくするための技術的な工 夫						○	○	○										○	○	○	○	○				
	より安全・安心な作業現場環 境 を確保するための安全管理等 に 係る技術的な工夫							○	○	○	○	○															
	一般交通の安全確保等のために 行 う、より効果的な交通安全対 策 に係る技術的な工夫							○				○															
	その他①																										
③ 施 工 上 の 対 処 す べき 技术 的 所 見	その他②																										

※ ○：主に対応すると想定される項目 、 △：対応が想定される項目

工事技術的難易度評価小項目と主に対応すると想定される「簡易な施工計画」の項目

項目	事項	工事技術的難易度評価 項目																									
		構造物 条件		技術 特性		自然条件		社会条件			マネジメント特性																
		規模	形状	その他	工法	その他	湧水 地下水	動植物	作業用道路 やート	気象・ 海象	その他	地中障害物	近接施 工	騒音・ 振動	水質汚濁	作業用道路 やート	現道作業	その他	他工区 調整	住民対 応	関係機関 対応	工程管 理	品質管 理	安全管理	その他		
① 工程管 理に 係る 技術的 所見	異常気象等の緊急時の対応につ いて、工程遅延防止のためにあ らかじめ対処しておくべき 技術的な工夫	○					4	4	4	○								△	4								
	工期等の制約条件がある場合に おい て、所定の工期内に完成させ るために、主たる工種において 作業の効率化を図る技術的な工夫	○	4	4		4	4	4	4	△	△	△	△	△	△	△	△	○								○	
	複数工事による範囲や周辺環 境へ の影響等の制約条件がある場合 にお いて、工程遅延防止のための 作業 の円滑化等を目的として、あ ら かじめ対処しておくべき技 術的 な工夫	○					4	4	4									○	○	○							
	その他																										
② 品質管 理に 係る 技術的 所見	重要度の高い工事目的物の品質 の確 保・向上を図るために行う使 用材 料や機材等における技術的な 工夫	△	○	○	○	○	○											○									
	重要度の高い工事目的物の品質 の 確保・向上を図るため、当 該 工事目的物の施工中に行う品 質 管理に係る技術的な工夫	△	○	○	○	○	○											○									
	重要度の高い工事目的物の品質 の 確保・向上を図るため、当該 工事 目的物の施工後かつ工事期間内 に行 う品質管理に係る技術的な工 夫	△	○	○	○	○	○											○									
	その他																										
③ 施 工 上 の 対 処 す べき 技术 的 所 見	周辺環境対策をより効果的に 行 う ための技術的な工夫																	○	○	○	○	○					
	より安全・安心な作業現場環 境 を確保するための安全管理等 に 係る技術的な工夫																										○
	一般交通の安全確保等のために 行 う、より効果的な交通安全対 策 に係る技術的な工夫																										○
	その他																										

※ ○：主に対応すると想定される項目 、 △：対応が想定される項目

新

旧

(3) 各事項における技術的所見

技術的所見は、1事項につき1つ求めるものとする。

(4) 簡易な施工計画の評価基準・方法等

ア 評価基準

(ア) 簡易な施工計画の配点は、各項目 5.00 点満点とする。

(イ) 評価対象として選択したチェック項目の内、加点評価した割合で配点の計算を行う。

(「表 A」 参照)

イ 評価方法

(ア) 配点は、表 Aにおいて、評価(B)の合計数を、評価対象(A)として選択した数で割った値に、5.00 点（満点）を乗じた値とする。

(イ) 算出された配点は、小数第3位切り捨て2位止めとする。

(ウ) 加点評価について

様式1、様式2、様式3の評価について、「○」、「-」、「×」を記載する。

○：加点評価の対象とする

-：加点評価の対象としない

×：実施不可

(I) 簡易な施工計画の評価の扱い

加点評価の扱いは、次表のとおりとする。

	採否	履行等	評価結果の確認
○：加点評価する	採用	履行確認し、不履行の場合は減点対象	入札参加者は発注者に対し、落札者等の通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。*
-：加点評価しない		履行確認しない	
×：実施不可	採用しない	実施不可	発注者から入札参加者に対し、文書により通知

(3) 各事項における技術的所見

技術的所見は、各事項ごとに1つ求めるものとする。

(4) 簡易な施工計画の評価基準・方法等

ア 評価基準

(ア) 簡易な施工計画の配点は、各項目 5.00 点満点とする。

(イ) 評価対象として選択したチェック項目の内、加点評価した割合で配点の計算を行う。

(「表 A」 参照)

イ 評価方法

(ア) 配点は、表 Aにおいて、評価(B)の合計数を、評価対象(A)として選択した数で割った値に、5.00 点（満点）を乗じた値とする。

(イ) 算出された配点は、小数第3位切り捨て2位止めとする。

(ウ) 加点評価について

様式1、様式2、様式3の評価について、「○」、「-」、「×」を記載する。

○：加点評価の対象とする

-：加点評価の対象としない

×：実施不可

(I) 簡易な施工計画の評価の扱い

加点評価の扱いは、次表のとおりとする。

	採否	履行等	評価結果の確認
○：加点評価する	採用	履行確認し、不履行の場合は減点対象	入札参加者は発注者に対し、落札者等の通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。*
-：加点評価しない		履行確認しない	
×：実施不可	採用しない	実施不可	発注者から入札参加者に対し、文書により通知

※：評価結果の説明については、次のような技術提案へのアドバイスとなるような質問について

では回答しない。

- (例) • 各項目について、それぞれ何点獲得できたか？
- 評価された提案について、どのような点が評価されたか？
- もし、〇〇〇〇という提案をしていれば、評価されたか？

※：評価結果の説明については、次のような技術提案へのアドバイスとなるような質問について

では回答しない。

- (例) • 各項目について、それぞれ何点獲得できたか？
- 評価された提案について、どのような点が評価されたか？
- もし、〇〇〇〇という提案をしていれば、評価されたか？

新

旧

ウ 留意事項

(ア) 簡易な施工計画の審査において以下の場合は、該当する技術的所見の全ての評価対象項目に

について加点評価しないものとする。

- 1) 工事名が間違っているもの
- 2) 様式の枚数を守っていないもの
- 3) 品質管理に係る技術的所見において、設定した評価テーマと明らかに異なる技術的所見が含まれるもの
- 4) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの

(イ) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、該当する技術的所

見は加点評価しないものとする。

- 1) 目的・方法、効果、範囲等が具体的でないもの、不明確なもの、不十分なもの

(解説・事例等)

- ① 曖昧な表現は、記載内容について履行するかしないかが不明確であるため評価しない。
(「原則として～」、「～するよう努める」、「～を検討する」、「必要に応じて～する」、「できる限り～する」)
- ② 効果が数値等で具体的に示されていない場合は、評価が困難となる場合がある。
また、使用材料や機材などの適用条件が、現場条件に合致しない場合は、効果があると判断できないため評価しない。
実施することで品質の低下が懸念される内容は評価しない。
- ③ 技術的所見でNETIS掲載の新技術については、NETIS番号のみを明記し、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等(NETIS掲載を終了した技術を含む)がある場合、該当する様式(様式1～3)とは別に、必要に応じて、1つの技術的所見につき、その技術内容や効果が把握できることを前提として、カタログ等の資料を1枚に限り、添付可能とする。

- 2) 一般的・標準的なもの

(解説・事例等)

- ① 共通仕様書や特記仕様書の記載内容をそのまま記載しているような場合は評価しない。
- ② 気象情報や緊急地震情報の入手など、誰もが入手可能な手段の活用のみでは評価しない。
- ③ 着手前の工事区域に隣接する住民に対する工事内容の説明など、明らかに一般的なものは評価しない。

- 3) オーバースペックであるもの

(解説・事例等)

技術的所見は品質低下を招く要因となるような多大な費用を要する内容を求めるものではない。
こうした過大な提案(オーバースペック)は評価しない。
オーバースペックと判断する(した)場合がある事例については、次を参考にすること。
なお、この事例については、現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるものではないことに留意すること。

(参考) <提案に対し、オーバースペックと判断する(した)場合がある事例>

※ 現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。提案に

ウ 留意事項

(ア) 簡易な施工計画の審査において以下の場合は、該当する技術的所見の全ての評価対象項目に

について加点評価しないものとする。

- 1) 工事名が間違っているもの
- 2) 様式の枚数を守っていないもの
- 3) 品質管理に係る技術的所見において、設定した評価テーマと明らかに異なる技術的所見が含まれるもの
- 4) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの

(イ) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、該当する技術的所

見は加点評価しないものとする。

- 1) 目的・方法、効果、範囲等が具体的でないもの、不明確なもの、不十分なもの

(解説・事例等)

- ① 曖昧な表現は、記載内容について履行するかしないかが不明確であるため評価しない。
(「原則として～」、「～するよう努める」、「～を検討する」、「必要に応じて～する」、「できる限り～する」)
- ② 効果が数値等で具体的に示されていない場合は、評価が困難となる場合がある。
また、使用材料や機材などの適用条件が、現場条件に合致しない場合は、効果があると判断できないため評価しない。
実施することで品質の低下が懸念される内容は評価しない。
- ③ 技術的所見でNETIS掲載の新技術については、NETIS番号のみを明記し、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等がある場合、該当する様式(様式1～3)とは別に、必要に応じて、1つの技術的所見につき、その技術内容や効果が把握出来ることを前提として、カタログ等の資料を1枚に限り、添付可能とする。
なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。

- 2) 一般的・標準的なもの

(解説・事例等)

- ① 共通仕様書や特記仕様書の記載内容をそのまま記載しているような場合は評価しない。
- ② 気象情報や緊急地震情報の入手など、誰もが入手可能な手段の活用のみでは評価しない。
- ③ 着手前の工事区域に隣接する住民に対する工事内容の説明など、明らかに一般的なものは評価しない。

- 3) オーバースペックであるもの

(解説・事例等)

技術的所見は品質低下を招く要因となるような多大な費用を要する内容を求めるものではない。
こうした過大な提案(オーバースペック)は評価しない。
オーバースペックと判断する(した)場合がある事例については、次を参考にすること。
なお、この事例については、現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるわけではないことに留意すること。

(参考) <提案に対し、オーバースペックと判断する(した)場合がある事例>

※ 現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。提案に

新

旧

工種 工事内容	発注者が 設定した評価項 目	オーバースペックと見なされる技術提案内容	
		その理由	
一般 土木	コンクリート構造物工事	コンクリートの品質・耐久性向上	低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案
	地盤改良工事	地盤改良による近接構造物への影響対策	設計基準強度を増加する提案
		地盤改良による近接構造物への影響対策	追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案
	築堤護岸工事	狭隘な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案
アスファルト舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）	レベリング層において全面にわたって碎石マスチック混合物（SMA）を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため
	平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
浚渫	施工上配慮すべき事項	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため

工種 工事内容	発注者が 設定した評価項 目	オーバースペックと見なされる技術提案内容	
		その理由	
一般 土木	コンクリート構造物工事	コンクリートの品質・耐久性向上	低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案
	地盤改良工事	地盤改良による近接構造物への影響対策	設計基準強度を増加する提案
		地盤改良による近接構造物への影響対策	追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案
	築堤護岸工事	狭隘な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案
アスファルト舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）	レベリング層において全面にわたって碎石マスチック混合物（SMA）を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため
	平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
浚渫	施工上配慮すべき事項	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため

(イ) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、実施不可とし、開

札前に当該技術的所見を「採用しない」旨、提案者に文書により通知するものとする。

- 1) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの

(イ) 簡易な施工計画に係る技術的所見については、簡潔に記載することとし1つの事項につき400字程度以内で記載すること。（「V-2 様式集」参照）

(カ) 簡易な施工計画の審査においては、「ICT 活用モデル工事」対象工事の対象校種に関する技術

的所見について評価しないものとする。

(カ) 簡易な施工計画においては、温室効果ガス(二酸化炭素等)の削減等に関する評価項目・事項は

設定しないものとし、これに係る技術的所見についても評価しないものとする。

(イ) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、実施不可とし、開

札前に当該技術的所見を「採用しない」旨、提案者に文書により通知するものとする。

- 1) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの

新

旧

表 A 簡易な施工計画 評価表

工事名 入札予定日

項目	評価対象(A)	評価(B)	評価対象チェック項目				評価
			チェック			履行確認チェック欄	
項目	評価対象事項	評価内容	評価数	チェック	確認数		
①工程管理に係る技術的所見	□ア	ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止	左記に関する適切な記述がある	□履行OK		(評価(B)/評価対象(A)) ×5.00 点出	5.00
	■イ	イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化	左記に関する適切な記述がある	1 ■履行OK	1		
	□ウ	ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	■工	工 その他()	左記に関する適切な記述がある	1 ■履行OK	1		
	2項目	2	総評価数	2	総確認数	2	5.00
②品質管理に係る技術的所見	□ア	ア 品質の確保・向上を図るために使う使用材料や機材等の技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	□履行OK		(評価(B)/評価対象(A)) ×5.00 点出	5.00
	□イ	イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	□ウ	ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	□工	工 その他()	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	○項目	○	総評価数	○	総確認数	○	
③施工上の対処すべき技術的所見	■ア	ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項	左記に関する適切な記述がある	1 ■履行OK	1	(評価(B)/評価対象(A)) ×5.00 点出	5.00
	□イ	イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	□ウ	ウ 安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	■工	工 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	○ □履行OK			
	□オ	工 その他①()	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	□カ	カ その他②	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	2項目	1	総評価数	1	総確認数	1	250

※ 各評価につき1つの所見とし、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する項目を評しない。

※ 「履行確認チェック」欄の「確認数」は、各事項で加点評価した技術的所見（「評価数」欄に記載された評価数）について、その履行が確認された技術的所見数を記載し、「チェック」欄は「評価数」と「確認数」が同じ場合のみチェックする。

表 A 簡易な施工計画 評価表

工事名 入札予定日

項目	評価対象(A)	評価(B)	評価対象チェック項目				評価
			チェック			履行確認チェック欄	
項目	評価対象事項	評価内容	評価数	チェック	確認数		
①工程管理に係る技術的所見	□ア	ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止	左記に関する適切な記述がある	□履行OK		(評価(B)/評価対象(A)) ×5.00 点出	5.00
	■イ	イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化	左記に関する適切な記述がある	1 ■履行OK	1		
	□ウ	ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	■工	工 その他()	左記に関する適切な記述がある	1 ■履行OK	1		
	2項目	2	総評価数	2	総確認数	2	5.00
②品質管理に係る技術的所見	□ア	ア 品質の確保・向上を図るために使う使用材料や機材等の技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	□履行OK		(評価(B)/評価対象(A)) ×5.00 点出	5.00
	□イ	イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	□ウ	ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	□工	工 その他()	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	○項目	○	総評価数	○	総確認数	○	
③施工上の対処すべき技術的所見	■ア	ア 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	1 ■履行OK	1	(評価(B)/評価対象(A)) ×5.00 点出	5.00
	□イ	イ 安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	□ウ	ウ 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	○ □履行OK			
	□工	工 その他()	左記に関する適切な記述がある	□履行OK			
	2項目	1	総評価数	1	総確認数	1	250

※ 各評価毎に1つの所見とし、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する項目を評しない。

※ 「履行確認チェック」欄の「確認数」は、各事項毎に加点評価した技術的所見（「評価数」欄に記載された評価数）について、その履行が確認された技術的所見数を記載し、「チェック」欄は「評価数」と「確認数」が同じ場合のみチェックする。

新

旧

IV-1-2 企業の施工能力等

(ア) ISOマネジメントシステム標準評価項目

ISOマネジメントシステム 標準評価項目

技術評価項目	評価基準	評価点
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得 上記以外
		0.50 0.00

ア 評価対象の種類
ISO9001の取得を評価する。

イ 評価基準
有効期限が公告日以後のものを評価対象とする。

(2) 地域精通度（施工実績） 標準評価項目

地域精通度（施工実績） 標準評価項目

技術評価項目	評価基準	評価点
企業の施工能力	地域精通度（施工実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績
		1.50
		1.00
		0.50
		0.00

ア 評価対象工事
北海道の各総合振興局（振興局）建設管理部及び建設部建築局、小樽市、石狩市及び管理組合発注の最終請負金額5百万円以上の工事を対象とする。

イ 評価対象期間

- (1) 過去15年間を基本とする。
- (2) 過去15年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、15年前の4月1日から前年度の3月31日までに完成し、引渡が完了した工事として設定する。
(公告日が令和6年度の場合、平成21年4月1日から令和6年3月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事。なお、工事完成検査及び引渡が次年になる場合も対象となる。)

ウ 評価基準

- (ア) 施工計画審査タイプI型には適用しない。
(イ) 工事内容等に応じて、次表の適用1～3の中から選択する。
(ウ) 「隣接」の扱いは、工事の内容に応じて定義できることとする。

技術評価項目	評価基準	評価点
地域精通度	適用1 過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	石狩振興局又は後志総合振興局管内 1.50
		上記に隣接する総合振興局・振興局管内 1.00
		道内 0.50
		なし 0.00
	適用2 過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	小樽市、石狩市又は隣接する市町村 1.50
		石狩振興局又は後志総合振興局管内 1.00
		上記に隣接する総合振興局・振興局管内 0.50
		なし 0.00
	適用3 過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	小樽市又は石狩市 1.50
		小樽市又は石狩市に隣接する市町村 1.00
		石狩振興局又は後志総合振興局管内 0.50
		なし 0.00

エ その他

施工実績に該当する工事が複数ある場合、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービス）

IV-1-2 企業の施工能力

(ア) ISOマネジメントシステム標準評価項目

ISOマネジメントシステム 標準評価項目

技術評価項目	評価基準	評価点
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得 上記以外
		0.50 0.00

ア 評価対象の種類
ISO9001の取得を評価する。

イ 評価基準
有効期限が公告日以後のものを評価対象とする。

(2) 地域精通度（施工実績） 標準評価項目

地域精通度（施工実績） 標準評価項目

技術評価項目	評価基準	評価点
企業の施工能力	地域精通度（施工実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績
		1.50
		1.00
		0.50
		0.00

ア 評価対象工事
北海道の各総合振興局（振興局）建設管理部及び建設部建築局、小樽市、石狩市及び管理組合発注の最終請負金額5百万円以上の工事を対象とする。

イ 評価対象期間

- (1) 過去15年間を基本とする。
- (2) 過去15年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、15年前の4月1日から前年度の3月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事として設定する。
(公告日が令和5年度の場合、平成20年4月1日から令和5年3月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事。なお、工事完成検査及び引渡が次年になる場合も対象となる。)

ウ 評価基準

- (ア) 施工計画審査タイプI型には適用しない。
(イ) 工事内容等に応じて、次表の適用1～3の中から選択する。
(ウ) 「隣接」の扱いは、工事の内容に応じて定義できることとする。

技術評価項目	評価基準	評価点
地域精通度	適用1 過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	石狩振興局又は後志総合振興局管内 1.50
		上記に隣接する総合振興局・振興局管内 1.00
		道内 0.50
		なし 0.00
	適用2 過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	小樽市、石狩市又は隣接する市町村 1.50
		石狩振興局又は後志総合振興局管内 1.00
		上記に隣接する総合振興局・振興局管内 0.50
		なし 0.00
	適用3 過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	小樽市又は石狩市 1.50
		小樽市又は石狩市に隣接する市町村 1.00
		石狩振興局又は後志総合振興局管内 0.50
		なし 0.00

エ その他

施工実績に該当する工事が複数ある場合、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事実績）の写しを提出する。

新

旧

IV-1-3 配置予定技術者

(ア) 主任（監理）技術者の資格 標準評価項目

主任（監理）技術者の資格 標準評価項目

技術評価項目	評価基準	評価点	
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間10年以上)	0.50
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間5年以上)	0.25
		上記以外	0.00

ア 評価対象の種類

技術士、一級・二級土木施工管理技士及び一級・二級建設機械施工技士を評価する。

イ 評価対象期間

一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士の有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数で評価する。

ウ 評価基準

(ア) 求める資格の種類は、技術士、一級・二級土木施工管理技士及び一級・二級建設機械施工技士とするが、工種に応じて設定できる。

(イ) 求める技術士の分野は、建設部門とする。

エ その他

(ア) 必要に応じて、舗装施工管理技術者等を評価項目に追加することができる。

(イ) 舗装工事に係る資格を乙型共同企業体（分担施工方式）において追加した場合は、舗装工事を担当する構成員の配置予定技術者で評価する。

(イ) 主任（監理）技術者の継続教育 標準評価項目

主任（監理）技術者の継続教育標準評価項目

技術評価項目	評価基準	評価点	
配置予定技術者	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50
		なし	0.00

ア 評価対象の種類

評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。

なお、令和元年度後半以降の新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う講習会等の開催回数減少を踏まえた特例措置として、当面の間、推奨単位は括弧内の数字とする。

IV-1-3 配置予定技術者

(ア) 主任（監理）技術者の資格 標準評価項目

主任（監理）技術者の資格 標準評価項目

技術評価項目	評価基準	評価点	
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間10年以上)	0.50
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間5年以上)	0.25
		上記以外	0.00

ア 評価対象の種類

技術士及び一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士を評価する。

イ 評価対象期間

一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士の有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数で評価する。

ウ 評価基準

(ア) 求める資格の種類は、技術士及び一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士とするが、工種に応じて設定できる。

(イ) 求める技術士の分野は、建設部門とする。

エ その他

(ア) 必要に応じて、舗装施工管理技術者等を評価項目に追加することができる。

(イ) 舗装工事に係る資格を乙型共同企業体（分担施工方式）において追加した場合は、舗装工事を担当する構成員の配置予定技術者で評価する。

(イ) 主任（監理）技術者の継続教育 標準評価項目

主任（監理）技術者の継続教育標準評価項目

技術評価項目	評価基準	評価点	
配置予定技術者	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50
		なし	0.00

ア 評価対象の種類

評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。

なお、令和元年度後半以降の新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う講習会等の開催回数減少を踏まえた特例措置として、当面の間、推奨単位は括弧内の数字とする。

新

旧

団体名	推奨単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20(10) ユニット以上	40(20) ユニット以上	60(30) ユニット以上	80(50) ユニット以上	100(70) ユニット以上
(公社)土木学会	50(25) 単位以上	—	—	—	
(公社)日本技術士会	50(25) CPD時間以上	—	150(75) CPD時間以上	—	

(注) 推奨単位は、各団体が示す令和6年1月末現在の数字

イ 評価基準

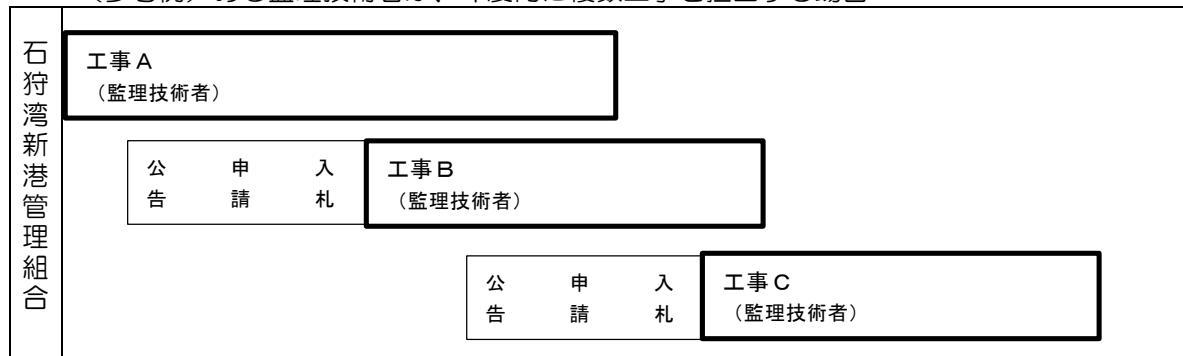
- (ア) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。
 (イ) 推奨単位は上記表のとおりとする。
 (ウ) 推奨単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。
 (エ) 推奨単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。
 (2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)

(3) その他

- ア 建設業法上兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、次のとおりとする。

主任（監理）技術者の	兼任の場合
(1) 資格	重複して評価できる。
(2) 継続教育	重複して評価できる。

(参考例) ある監理技術者が、年度内に複数工事を担当する場合



	工事A	工事B	工事C
(1) 資格	評価	評価	評価
(2) 継続教育	評価	評価	評価

イ 入札参加者が技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、各候補の中から評価が最も低い1名で申請することとする。(申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となる。)

団体名	推奨単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20(10) ユニット以上	40(20) ユニット以上	60(30) ユニット以上	80(50) ユニット以上	100(70) ユニット以上
(公社)土木学会	50(25) 単位以上	—	—	—	
(公社)日本技術士会	50(25) CPD時間以上	—	150(75) CPD時間以上	—	CPD時間以上

(注) 推奨単位は、各団体が示す令和5年1月末現在の数字

イ 評価基準

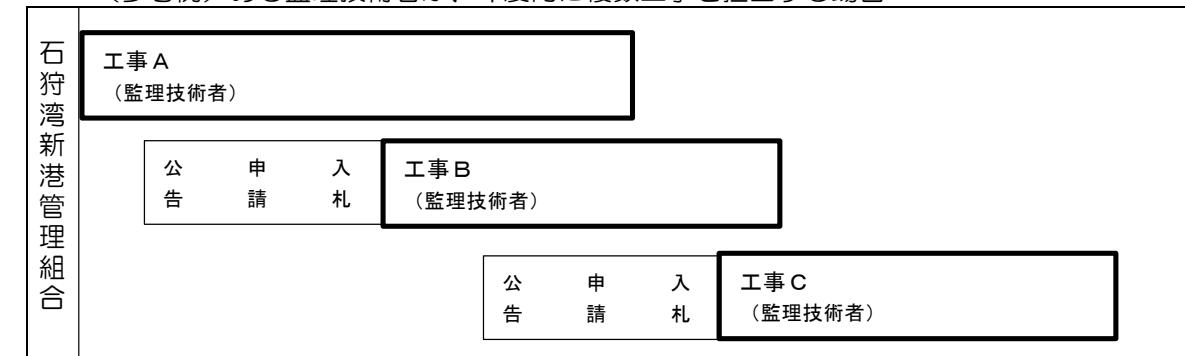
- (ア) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。
 (イ) 推奨単位は上記表のとおりとする。
 (ウ) 推奨単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。
 (エ) 推奨単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。
 (2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)

(3) その他

- ア 建設業法上兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、次のとおりとする。

主任（監理）技術者の	兼任の場合
(1) 資格	重複して評価できる。
(2) 継続教育	重複して評価できる。

(参考例) ある監理技術者が、年度内に複数工事を担当する場合



	工事A	工事B	工事C
(1) 資格	評価	評価	評価
(2) 継続教育	評価	評価	評価

イ 入札参加者が技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、各候補の中から評価が最も低い1名で申請することとする。(申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となる。)

新

旧

IV-1-4 担い手の育成・確保

新規の雇用 標準評価項目

新規の雇用 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり	0.50
		なし	0.00

ア 評価対象

評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。

(ア) 過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を（卒業・修了年度を含む4ヶ年度以内）雇用した企業。

(イ) 過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。

なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。

- 当該年度4月1日時点で3ヶ月を超える継続雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。）
- 採用時点において、満35歳未満の者とする。

イ 評価期間

過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。(令和6年度の場合、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間)

ウ 評価基準

(ア) 管理組合において年1回の落札まで、申請ができる。（年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。）

(イ) 「申請」は工事を落札できるまで申請ができる。

ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。

なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、告示番号順）で判断する。

(ウ) 共同企業体において、構成員の複数に新規の雇用実績がある場合は、いずれかの構成員の雇用実績をもって当該共同企業体の「申請」とすることができる。「申請」による落札以降は、申請した構成員は、単体、共同企業体を問わず申請できない。

IV-1-5 地域の守り手確保

(1) 主たる営業所の所在地 標準評価項目

主たる営業所の所在地 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所
			1.00
			0.50
			0.00

ア 評価対象

主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているもの。

(イ) 会社法第27条の本店で、かつ、建設業法第3条の許可を有している営業所。

IV-1-4 担い手の育成・確保

新規の雇用 標準評価項目

新規の雇用 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり	0.50
			0.00

ア 評価対象

評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。

(ア) 過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を（卒業年度を含む4ヶ年度以内）雇用した企業。

(イ) 過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。

なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。

- 当該年度4月1日時点で3ヶ月を超える継続雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。）
- 採用時点において、満35歳未満の者とする。

イ 評価期間

過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。(令和5年度の場合、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間)

ウ 評価基準

(ア) 管理組合において年1回の落札まで、申請ができる。（年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。）

(イ) 「申請」は工事を落札できるまで申請ができる。

ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。

なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、告示番号順）で判断する。

(ウ) 共同企業体において、構成員の複数に実績がある場合においても「申請」は単体における場合と同様の扱いとし、「申請」による落札以後は、その構成員は申請できない。

IV-1-5 地域の守り手確保

(1) 主たる営業所の所在地 標準評価項目

主たる営業所の所在地 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所
			1.00
			0.50
			0.00

ア 評価対象

(ア) 主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているもの。

(イ) 会社法第27条の本店で、かつ、建設業法第3条の許可を有している営業所。

新	旧
<p>自社施工額：請負費のうち一次下請施工額以外の金額（税込） 一次下請施工額：元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込） 請負額：入札金額（税込）</p> <p>注）元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、 自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域 内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。 ※ 計算例は次項参照</p> <p>ウ その他 • 「主たる営業所」は、IV-1-5(1) 主たる営業所の所在地標準評価項目のアと同様の扱いとする。</p> <p>工 履行確認 履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。 ① 地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。 ② 自社施工額は、最終契約額（税込）から、一次下請施工額（総額）を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【イ 評価基準】注）と同様の扱いとする。</p>	<p>自社施工額：請負費のうち一次下請施工額以外の金額（税込） 一次下請施工額：元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込） 請負額：入札金額（税込）</p> <p>注）元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、 自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域 内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。 ※ 計算例は次項参照</p> <p>ウ その他 • 「主たる営業所」は、IV-1-5(1) 主たる営業所の所在地標準評価項目のアと同様の扱いとする。</p> <p>工 履行確認 履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。 ① 地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。 ② 自社施工額は、最終契約額（税込）から、一次下請施工額（総額）を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【イ 評価基準】注）と同様の扱いとする。</p>

新

旧

IV-1-6 減点項目

(1) 減点 標準評価項目

減点 標準評価項目

減点項目	評価基準	配点
過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00
	総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00

※ 令和2年度より前の「瑕疵」については、「契約不適合」と読み替える。

ア 減点対象

- (ア) 過去6ヶ月以内に重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた工事
- (イ) 過去6ヶ月以内に総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った工事

イ 減点事例

- (1) 重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例
 - a 重要な契約不適合に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償請求を受けた事例（工事施行成績で、20点減点の措置を受けたもの）を減点対象とする。
 - b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。
（公告日が令和6年5月10日の場合、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間となる。）
- (2) 総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例
 - a 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った事例を減点対象とする。
（やむを得ない事情による配置技術者の不履行の場合は次項のウの(1)による。）
 - b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は工事検査日で判断する。
（公告日が令和6年5月10日の場合、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間となる。）

ウ その他

- (ア) 減点評価対象工事は、管理組合発注工事を対象とする。
 - (イ) 過去の工事における工事施行成績の減点の理由が、配置予定技術者における死亡・健康上の理由等、やむを得ない事情による主任（監理）技術者の資格、継続教育の不履行による場合は「過去6ヶ月の措置による減点」の対象外とする。
- なお、上記事情の場合は、医療機関等の診断書の提示を求める。

IV-1-7 標準評価項目

(1) 施工計画審査タイプ

ア 基本的な考え方

- (ア) 施工計画審査タイプの技術評価点については、I型は18.75点、II型は16.25点を基本とする。
- (イ) 各評価項目は表Bを標準とする。

イ 配点案

- (ア) 表Bに基づいて配点する。
- (イ) 簡易な施工計画は、I型は①②③の3項目で配点を15点、II型は①②③から2項目を選択し、配点を10点とする。

ウ 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点（I型の場合18.75点）の配点を増減できる。

IV-1-6 減点項目

(1) 減点 標準評価項目

減点 標準評価項目

減点項目	評価基準	配点
過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00
	総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00

※ 令和2年度より前の「瑕疵」については、「契約不適合」と読み替える。

ア 減点対象

- (ア) 過去6ヶ月以内に重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた工事
- (イ) 過去6ヶ月以内に総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った工事

イ 減点事例

- (1) 重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例
 - a 重要な契約不適合に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償請求を受けた事例（工事施行成績で、20点減点の措置を受けたもの）を減点対象とする。
 - b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。
（公告日が令和5年5月10日の場合、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間となる。）
- (2) 総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例
 - a 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った事例を減点対象とする。
（やむを得ない事情による配置技術者の不履行の場合は次項のウの(1)による。）
 - b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は工事検査日で判断する。
（公告日が令和5年5月10日の場合、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間となる。）

ウ その他

- (ア) 減点評価対象工事は、管理組合発注工事を対象とする。
 - (イ) 過去の工事における工事施行成績の減点の理由が、配置予定技術者における死亡・健康上の理由等、やむを得ない事情による主任（監理）技術者の資格、継続教育の不履行による場合は「過去6ヶ月の措置による減点」の対象外とする。
- なお、上記事情の場合は、医療機関等の診断書の提示を求める。

IV-1-7 標準評価項目

(1) 施工計画審査タイプ

ア 基本的な考え方

- (ア) 施工計画審査タイプの技術評価点については、I型は18.75点、II型は16.25点を基本とする。
- (イ) 各評価項目は表Bを標準とする。

イ 配点案

- (ア) 表Bに基づいて配点する。
- (イ) 簡易な施工計画は、I型は①②③の3項目で配点を15点、II型は①②③から2項目を選択し、配点を10点とする。

ウ 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点（I型の場合18.75点）の配点を増減できる。

新

旧

IV-2 共同企業体・企業合併等

(ア) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

技術評価項目		評価方法等
企業の施工能力	ISOマネジメントシステム	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)
	地域情通度(施工実績)	
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。(「(4)配置予定技術者の評価」参照)
	主任(監理)技術者の継続教育	
担い手の育成・確保	新規の雇用	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを申請する。(※2)
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 (※1)
	災害時の協力等	
	地域企業の活用	共同企業体としての計画を評価する。(IV-1-5 地域の守り手確保の(3)<参考>を参照)
減点項目	重要な契約不適合の修補請求	構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。
	技術評価項目の不履行	

※1 評価点の平均点は、少数第3位切り捨て、2位止めとする。

(例：A社(ISO9001取得→単体の評価点=0.50)とB社(ISO未取得→単体の評価点=0.00)のJVでは、評価点=0.25点)

なお、各項目の評価方法は、各構成員の評価点の平均点を原則とするが、工事の性格・規模等に応じて、従前の評価方法を選択できる。

※2 共同企業体において、構成員の複数に新規の雇用実績がある場合は、いずれかの構成員の雇用実績をもって当該共同企業体の「申請」とすることができる。「申請」による落札以降は、申請した構成員は、単体、共同企業体を問わず申請できない。また、「V-2様式集」様式6を提出する際は留意すること。

イ 企業の施工能力に係る補足

構成員ごとに「企業の施工能力等調書」を作成する。

ウ 配置予定技術者に係る補足

(1) 構成員ごとに「配置予定技術者調書(総合評価用)」を作成する。

(2) 補装工事に係る資格を乙型共同企業体(分担施工方式)で追加した場合の取扱いは、IV-1-3配置予定技術者の(1)工(1)を参照のこと。

(2) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 施工実績

共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

イ 減点項目

共同企業体で施工した工事における重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。

IV-2 共同企業体・企業合併等

(ア) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

技術評価項目		評価方法等	従前の評価方法等
企業の施工能力	ISOマネジメントシステム	各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。	各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。(※2)
	地域情通度(施工実績)		
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。(「(4)配置予定技術者の評価」参照)	
	主任(監理)技術者の継続教育		
担い手の育成・確保	新規の雇用	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものと申請する。	
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものと申請する。(※2)
	災害時の協力等		
	地域企業の活用	共同企業体としての計画を評価する。(IV-1-5 地域の守り手確保の(3)<参考>を参照)	
減点項目	重要な契約不適合の修補請求	構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。	
	技術評価項目の不履行		

※1 評価点の平均点は、少数第3位切り捨て、2位止めとする。

(例：A社(ISO9001取得→単体の評価点=0.50)とB社(ISO未取得→単体の評価点=0.00)のJVでは、評価点=0.25点)

※2 各項目の評価方法は、各構成員の評価点の平均点を原則とするが、工事の性格・規模等に応じて、従前の評価方法を選択できる。

イ 企業の施工能力に係る補足

構成員ごとに「企業の施工能力等調書」を作成する。

ウ 配置予定技術者に係る補足

(1) 構成員ごとに「配置予定技術者調書(総合評価用)」を作成する。

(2) 補装工事に係る資格を乙型共同企業体(分担施工方式)で追加した場合の取扱いは、IV-1-3配置予定技術者の(1)工(1)を参照のこと。

(2) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 施工実績

共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

イ 減点項目

共同企業体で施工した工事における重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。

(3) 合併等の取扱い

ア 合併の場合

合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。

IV-3 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認

(1) 履行確認

工事の監督及び検査に当たっては、評価した技術提案項目の内容を満たしているかどうかについて確認するものとする。

履行確認は、落札者に係る次の資料を工事監督員に交付し、工事開始後、工事監督員が履行状況を確認する。

工事の施工段階において、技術評価項目の不履行が発生した場合、その度合いに応じて、次に示す方法により、当該工事の工事施行成績を減点する。

工事監督員に交付する落札者に係る資料

- (1) 簡易な施工計画（様式1～3）
- (2) 表A（評価対象及び評価数、総評価数の入ったもの）
- (3) 配置予定技術者調書（様式-5）
- (4) 地域の守り手確保等調書（様式-7）

なお、(1)、(3)、(4)については、履行確認内容（評価対象としたもの）を明確にした上で工事監督員へ交付する。

例1：配置予定技術者調書において、技術者が複数の候補者により記載されている場合、評価対象とした技術者がわかるようとする。

例2：地域の守り手確保等調書の「地域企業の活用」で共同企業体の場合、出資比率がわかるようとする。

(2) ペナルティ（工事施行成績の減点）

ア 簡易な施工計画の不履行による工事施行成績の減点

- (1) 減点数は、1項目当たり最大で5点とする。
- (2) 明らかに不履行が認められる場合に減点する。
- (3) 減点数の算出は、次のとおりとする。

$$\text{減点数} = \frac{\text{加点評価の総評価数} - \text{履行確認の総確認数}}{\text{加点評価の総評価数}}$$

（※減点数は、小数第1位を四捨五入して整数とする。）

（計算例） 加点評価した総評価数=4、履行確認の総確認数=3 の場合

$$\text{減点数} = \frac{4-3}{4} = 1.25 \rightarrow \text{減点数} = 1$$

- (1) 減点数は、評価が下がる項目ごとの総評価数・総確認数により算定する。
(複数の項目において評価が下がる場合、その項目ごとの総評価数・総確認数により減点数を算出し合算する。)
- (2) 不履行の原因が、自然災害によるなど、受注者の責によらない場合は、ペナルティとはしない。

イ 配置予定技術者の交代による工事施行成績の減点

- (1) 減点数は、最大で4点とする。
- (2) 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、評価が下がる場合に実施する。
なお、技術者の交代の理由を問わず、評価が下がれば減点する。
- (3) 発注者の都合による工期延期に伴う配置予定技術者の交代については、この適用の対象としない。
- (4) 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、次表のとおりとする。

IV-3 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認

(1) 履行確認

工事の監督及び検査に当たっては、評価した技術提案項目の内容を満たしているかどうかについて確認するものとする。

履行確認は、落札者に係る次の資料を工事監督員に交付し、工事開始後、工事監督員が履行状況を確認する。

工事の施工段階において、技術評価項目の不履行が発生した場合、その度合いに応じて、次に示す方法により、当該工事の工事施行成績を減点する。

工事監督員に交付する落札者に係る資料

- (1) 簡易な施工計画（様式1～3）
- (2) 表A（評価対象及び評価数、総評価数の入ったもの）
- (3) 配置予定技術者調書（様式-5）
- (4) 地域の守り手確保等調書（様式-7）

なお、(1)、(3)、(4)については、履行確認内容（評価対象としたもの）を明確にした上で工事監督員へ交付する。

例1：配置予定技術者調書において、技術者が複数の候補者により記載されている場合、評価対象とした技術者がわかるようとする。

例2：地域の守り手確保等調書の「地域企業の活用」で共同企業体の場合、出資比率がわかるようとする。

(2) ペナルティ（工事施行成績の減点）

ア 簡易な施工計画の不履行による工事施行成績の減点

- (1) 減点数は、1項目当たり最大で5点とする。
- (2) 明らかに不履行が認められる場合に減点する。
- (3) 減点数の算出は、次のとおりとする。

$$\text{減点数} = \frac{\text{加点評価の総評価数} - \text{履行確認の総確認数}}{\text{加点評価の総評価数}}$$

（※減点数は、小数第1位を四捨五入して整数とする。）

（計算例） 加点評価した総評価数=4、履行確認の総確認数=3 の場合

$$\text{減点数} = \frac{4-3}{4} = 1.25 \rightarrow \text{減点数} = 1$$

- (1) 減点数は、評価が下がる項目ごとの総評価数・総確認数により算定する。
(複数の項目において評価が下がる場合、その項目ごとの総評価数・総確認数により減点数を算出し合算する。)
- (2) 不履行の原因が、自然災害によるなど、受注者の責によらない場合は、ペナルティとはしない。

イ 配置予定技術者の交代による工事施行成績の減点

- (1) 減点数は、最大で4点とする。
- (2) 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、評価が下がる場合に実施する。
なお、技術者の交代の理由を問わず、評価が下がれば減点する。
- (3) 発注者の都合による工期延期に伴う配置予定技術者の交代については、この適用の対象としない。
- (4) 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、次表のとおりとする。

新

様式－1

簡易な施工計画 【工程管理に係る技術的所見】

工事名：
会社(企業体)名：

工程管理に係る技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2事項×1所見=2枚まで資料を添付できる。

事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 異常気象や緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>① ……</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>①</p> <p>入札参加者が左記の項目について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。 ※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	-

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。

※評価
○：加点評価の対象とする
-：加点評価の対象としない
×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度以内で簡潔に記載すること。④
 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。④
 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
 また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載修了した旧NETISを含む）の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて技術内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付できる。
 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。④
 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
 なお、差し替え及び再提出は認めない。④
 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。④

(用紙寸法 日本工業規格A4) ④

旧

様式－1

簡易な施工計画 【工程管理に係る技術的所見】

工事名：
会社(企業体)名：

NETIS掲載技術がない場合、工程管理に係る技術的所見、品質管理に係る技術的所見の2項目での評価では、2項目×2事項×1所見=4枚まで資料を添付できる。

事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 異常気象や緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>① ……</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 項目を選択する。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 技術NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>①</p> <p>入札参加者が左記の項目について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。 ※各項目毎に、1つの所見とする。 また、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	-

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。

※評価
○：加点評価の対象とする
-：加点評価の対象としない
×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめること。④
 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。④
 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
 また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術内容や効果が把握出来るカタログ等の資料を技術的所見毎に1枚に限り、添付可能とする。なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。④
 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
 なお、差し替え及び再提出は認めない。④

(用紙寸法 日本工業規格A4) ④

新

様式-2

簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】

工事名：
会社(企業体)名：

品質管理に係る技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2事項×1所見＝2枚まで資料を添付できる。

事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>① ● ● ● ●</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。</p> <p>ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るために、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るために、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために、当該工事目的物の施工中に行う技術的な工夫	<p>① ● ● ● ●</p> <p>入札参加者が左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るために品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	-

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し
入札参加者へ提示する。

※評価
○：加点評価の対象とする
-：加点評価の対象としない
×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度以内で簡潔に記載すること。
 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。
 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
 また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載修了した旧NETISを含む）の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて技術内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付できる。
 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。
 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
 なお、差し替え及び再提出は認めない。
 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。

(用紙寸法 日本工業規格)

A4)

旧

様式-2

簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】

工事名：
会社(企業体)名：

NETIS掲載技術がない場合、工程管理に係る技術的所見、品質管理に係る技術的所見の2項目での評価では、2項目×2事項×1所見＝4枚まで資料を添付できる。

事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>① ● ● ● ●</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2項目を選択する。</p> <p>ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るために、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るために、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 技術NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために、当該工事目的物の施工中に行う技術的な工夫	<p>① ● ● ● ●</p> <p>入札参加者が左記の項目について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るために品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※各項目毎に、1つの所見とする。 また、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない</p>	-

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し
入札参加者へ提示する。

※評価
○：加点評価の対象とする
-：加点評価の対象としない
×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめること。
 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。
 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
 また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術内容や効果が把握出来るカタログ等の資料を技術的所見毎に1枚に限り、添付可能とする。なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。
 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
 なお、差し替え及び再提出は認めない。

(用紙寸法 日本工業規格)

A4)

新

旧

様式-3

簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】

工事名：

会社(企業体)名：

施工上の対処すべき技術的所見でNETIS掲載技術がない場合、2事項×1所見=2枚まで資料を添付できる。

事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	<p>①</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項 ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項 エ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項 オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定） カ その他②（入札参加者による独自設定）</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	<p>①</p> <p>入札参加者が 左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内で 簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する 事項を評価しない。</p>	-

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し
入札参加者へ提示する。

※評価

- ：加点評価の対象とする
- ：加点評価の対象としない
- ×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度内で簡潔に記載すること。
- 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。
- 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載修了した旧NETISを含む）の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて技術内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付できる。
なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。
- 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
なお、差し替え及び再提出は認めない。
- 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。

(用紙寸法 日本工業規格)

A 4)

様式-3

簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】

工事名：

会社(企業体)名：

NETIS掲載技術が無い場合、品質管理に係る技術的所見、施工上の対処すべき所見の3項目での評価では、
2項目×2事項×1所見=4枚まで資料を添付できる。

事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	<p>①</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2項目を選択する。</p> <p>ア 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫 イ 安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫 ウ 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 技術NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	<p>①</p> <p>入札参加者が 左記の項目について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※各項目毎に、1つの所見とする。 また、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない</p>	-

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し
入札参加者へ提示する。

※評価

- ：加点評価の対象とする
- ：加点評価の対象としない
- ×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめる。
- 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。
- 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術内容や効果が把握出来るカタログ等の資料を技術的所見毎に
1枚に限り、添付可能とする。なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。
- 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
なお、差し替え及び再提出は認めない。

(用紙寸法 日本工業規格A)

新

旧

様式－4

企業の施工能力等調書

工事名：
会社(構成員)名：

ISOマネジメントシステムの取得（登録）の有無（あり・なし）
 ※取得（登録）している場合は、下欄に登録年月日、登録番号及び有効期限を記入し、登録証書の写しを併せて提出する。

登録年月日	年月日	登録番号	
有効期限	年月日		

※当該年度内有効期限を迎える場合は留意すること。

地域精通度に係る施工実績の有無（あり（施工場所を記入）・なし）

登録機関名		請負金額	円	工期	～
工事名					

※コリンズの登録内容確認書等の写しを添付すること。

主たる 営業所 の所在地	営業所名	
	住所	

石狩湾新港管理組合との災害協定の有無（あり・なし）

※災害協定がある場合は、協定書の写し及び建設事業協会等の証明の写しを提出すること。

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

様式－4

企業の施工能力等調書

工事名：
会社(構成員)名：

ISOマネジメントシステムの取得（登録）の有無（あり・なし）
 ※取得（登録）している場合は、下欄に登録年月日、登録番号及び有効期限を記入し、登録証書の写しを併せて提出する。

登録年月日	年月日	登録番号	
有効期限	年月日		

地域精通度に係る施工実績の有無（あり（施工場所を記入）・なし）

登録機関名		請負金額	円	工期	～
工事名					

※コリンズの登録内容確認書等の写しを添付すること。

主たる 営業所 の所在地	営業所名	
	住所	

石狩湾新港管理組合との災害協定の有無（あり・なし）

※災害協定がある場合は、協定書の写し及び建設事業協会等の証明の写しを提出すること。

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

新

様式－6

扱い手の育成・確保調書

工事名：
会社(構成員)名：

新規の雇用の申請の有無 (申請する ・ 申請しない)

※共同企業体の場合は、申請する会社名と適用する企業体名を記入。

※申請しない場合は、以下の記載は不要。

※過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者の雇用。また、過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者の雇用がある場合は、下欄に雇用者の氏名等を記入するとともに、雇用関係の判断できる資料を併せて提出する。

氏名		会社名	
		企業体名	
生年月日	年 月 日生	採用時点の年齢	才
学卒者の雇用の場合	卒業・修了 学校名		
	卒業・修了 年月日	年 月 日卒業(修了)	
<p>【提出資料】</p> <p>①卒業(修了)証書又は卒業(修了)証明書の写し ②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し+健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月以上継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど） (注2)</p>			
離職者の雇用の場合	前会社名		
	<p>【提出資料】</p> <p>①解雇通知書又は離職証明書の写し ②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し+健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月を超える継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど） (注2)</p>		

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

2 3ヶ月を超える継続雇用とは、基準日（令和6年度においては、令和6年4月1日時点）において、3ヶ月を超える雇用があることが必要なため、令和5年1月～3月の雇用ならびに基準日においても雇用を継続していること証する書類が必要となるので、添付する書類に留意すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

旧

様式－6

扱い手の育成・確保調書

工事名：
会社(構成員)名：

新規の雇用 (あり：なし)
※申請の有無を記入 (あり：なし)

※共同企業体の場合は、申請する会社名も記入。

※過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者の雇用。また、過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者の雇用がある場合は、下欄に雇用者の氏名等を記入するとともに、雇用関係の判断できる資料を併せて提出する。

氏名		会社名	
生年月日	年 月 日生	採用時点の年齢	才
学卒者の雇用の場合	卒業学校名		
	卒業年月日	年 月 日卒業	
<p>【提出資料】</p> <p>①卒業証書又は卒業証明書の写し ②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し+健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月以上継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど）</p>			
離職者の雇用の場合	前会社名		
	<p>【提出資料】</p> <p>①解雇通知書又は離職証明書の写し ②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し+健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月を超える継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど）</p>		

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

2 3ヶ月を超える継続雇用とは、基準日（令和5年度においては、令和5年4月1日時点）において、3ヶ月を超える雇用があることが必要なため、令和5年1月～3月の雇用ならびに基準日においても雇用を継続していること証する書類が必要となるので、添付する書類に留意すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)